

農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン

鈴鹿市農業委員会

このガイドラインは、農地転用を伴う太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）の設置に際し、鈴鹿市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が審査する農地法手続きの円滑化を図るとともに、転用事業者（以下「事業者」という。）が、周辺の農地所有者、耕作者等（以下「周辺関係者」という。）への事業内容等の説明を確実にを行うことにより、周辺関係者とのトラブルを回避することを目的とする。

- 1 事業者は、計画地の選定に際しては、あらかじめ農業委員会と十分に協議し、周囲の営農環境、住環境、自然環境等に支障を及ぼす恐れがある場合は、適正な被害防除対策（雨水処理、土砂流出防止、水利の維持、道水路の保全等）に努めるものとする。
- 2 事業者は、周辺関係者に対して、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射や騒音等による周辺への影響などに配慮する旨の書類等を示して、十分な説明を行うものとする。
- 3 事業者は、農地転用許可後の土地利用についても、周囲の営農状況、住環境、自然環境等に支障を及ぼすことがないように注意するものとする。また、定期的な除草など、適正な管理に努めるものとする。
- 4 事業者は、同発電設備に関しての問い合わせ先がわかるよう、フェンス外周に連絡先が記載された標識を掲示するものとする。また所有者や事業者の変更があった際には、随時反映した標識に変更するものとする。
- 5 事業者は、事業を終了する場合は、事業者の責任において、すみやかに設備（フェンス等を含む。）を撤去するものとする。
- 6 農業委員会は、審査上の必要があると判断したときは、事業者に対し、参考となるべき書類を求めることができる。
- 7 太陽光パネルの設置に伴い、周囲の営農環境、住環境、自然環境等に被害が発生した場合は、農地転用完了後であっても、事業者の責任において対応を行うこと。

- 8 このガイドラインの内容については、所有者や事業者の変更があった場合であっても、事業を継承したものに引き継ぐこととする。

附 則

このガイドラインは、令和6年8月1日より施行する。

このガイドラインは、令和7年6月13日より施行する（一部改正）。